

「こどもの意見反映推進事業」の協力校について

振興局	区分	小学校		中学校		高校	
		市部	町村部	市部	町村部	市部	町村部
空知	学校名	三笠市立三笠小学校		滝川市立江陵中学校		北海道砂川高等学校	
	住所	三笠市本郷町485番地1		滝川市黄金町西1丁目7番18号		砂川市吉野2条南4丁目1-1	
石狩	学校名	千歳市立高台小学校		江別市立大麻東中学校		北海道札幌北陵高等学校	
	住所	千歳市富丘1丁目19番4号		江別市大麻697番地		札幌市北区屯田7条8丁目5-1	
後志	学校名		共和町立西陵小学校	小樽市立潮見台中学校			北海道倶知安高校
	住所		岩内郡共和町梨野舞納42-3	小樽市潮見台1丁目17-1			虻田郡倶知安町北7条西2丁目1
胆振	学校名	苫小牧市立ウトナイ小学校			洞爺湖町立虻田中学校	北海道室蘭栄高等学校	
	住所	苫小牧市ウトナイ北3丁目2番1号			虻田郡洞爺湖町入江190	室蘭市東町3丁目29-5	
日高	学校名		新ひだか町立高静小学校		様似町立様似中学校		道立富川高校
	住所		日高郡新ひだか町静内こうせい町2-9-1		様似郡様似町錦町53番地の5		日高町富川西12丁目69番地109号
渡島	学校名	函館市立駒場小学校			八雲町立八雲中学校	北海道函館中部高等学校	
	住所	函館市駒場町1-6			北海道二海郡八雲町東雲町31-1	函館市時任町11-3	
檜山	学校名		乙部町立乙部小学校		上ノ国町立上ノ国中学校		北海道江差高等学校
	住所		乙部町字緑町641番地1		上ノ国町字勝山39番地		江差町字伏木戸町460番地1
上川	学校名	旭川市立近文小学校			占冠村立占冠中学校	北海道旭川永嶺高等学校	
	住所	旭川市緑町17丁目			勇払郡占冠村中央	旭川市永山町3丁目102	
留萌	学校名	留萌市立港北小学校			小平町立小平中学校		道立羽幌高等学校
	住所	留萌市元町3丁目82番地			留萌郡小平町字小平町401-7		苫前郡羽幌町南町8番地
宗谷	学校名		利尻町立仙法志小学校	稚内市立潮見が丘中学校			北海道礼文高等学校
	住所		利尻郡利尻町仙法志字本町92-1	稚内市若葉台1丁目2290番地7			礼文郡礼文町大字船泊村ラチカフナイ27番地
オホーツク	学校名		大空町立女満別小学校	網走市立第四中学校		北海道網走桂陽高等学校	
	住所		網走郡大空町夕陽台1丁目1番1号	網走市字藻琴35番地		網走市向陽ヶ丘6丁目2-1	
十勝	学校名		音更町立緑陽台小学校	帯広市立翔陽中学校			北海道足寄高等学校
	住所		音更町字下音更北7線西7番地	帯広市東6条南12丁目2番地			足寄町里見が丘5-1
釧路	学校名	釧路市鳥取小学校			浜中町立茶内中学校	北海道釧路江南高等学校	
	住所	釧路市鳥取北3丁目13番24号			厚岸郡浜中町茶内橋北西39番地	釧路市光陽町24番17号	
根室	学校名		中標津町立計根別学園	根室市立柏陵中学校			北海道別海高校
	住所		中標津町計根別本通東8丁目1番地1	根室市西浜町4丁目1番地			別海町別海緑町70番地1

1 資料作成

(1) 各部資料作成について

- ア 子ども政策企画課分については、8月頃（別途時期を指定）に資料を作成すること。（作成までの間は子ども政策企画課で作成した説明資料で意見交換を実施すること。）
- イ 資料作成にあたり各部との調整は子ども政策企画課を通じて行うこと。

2 学校との調整

(1) 学校と調整する際は、初回の連絡前に必ず当該学校を所管する市町村教育委員会へ連絡すること。

(2) テーマ割り当てについて

- ア 各学校最低2テーマは意見交換を実施すること。
- イ 各テーマともに、小・中・高で最低1回は意見交換を実施すること。
- ウ 原則、学校の意向を踏まえテーマを決定すること。（別紙を参考として提示する。）
- エ 子ども政策企画課のテーマについては、7月以降、9月以降、11月以降それぞれ最低1回は意見交換を実施すること。

(3) 事前学習について

限られた時間でより効果的な意見交換とするために、学校が指定する日までに資料を送付し、児童・生徒に事前学習をしてもらうよう調整すること。

(4) その他の事項については、原則、実施校の意向を踏まえて決定すること。

3 対面実施

(1) 冒頭説明

- ア 子どもの権利保障について冒頭説明に盛り込むこと
- イ 意見を聴く目的、参加が任意であること、意見は訂正や撤回ができること、学校の成績に関わらないこと、聴いた意見がどう取り扱われるか、いつ頃フィードバックをするか、冒頭説明に盛り込むこと

(2) 当日の進め方

- ・当日の進行（質問対応含め）はすべて委託業者が行う

5 実施アンケート

- ・次年度テーマ設定のためのアンケート
- ・満足度調査

4 報告資料

(1) 速報

議事録、報告書（学校名、意見交換人数（学年）、意見の概要（カテゴリー））

(2) 分析値

全意見交換を踏まえた意見の概要（カテゴリー）

(1) 意見交換の実施

ア 開催概要

- (ア) 開催時期 令和6年(2024年)7月から12月まで
※1つの学校につき、40分～1時間半程度の予定
- (イ) 開催場所 各14振興局管内の小学校、中学校及び高校
※14局×3校で、各1回ずつ開催予定
- (ウ) 開催テーマ 道政全般に対する意見交換
※テーマは、道が指定する10分野程度とし、1つの学校につき、2～3テーマで実施予定
- (エ) 開催形式 学校内で対面形式
- (オ) 対象者 小学生、中学生及び高校生
※クラス、児童・生徒会または部活動等の単位での実施を予定

イ 委託業務の内容

- (ア) 学校との事前調整
意見交換の開催に向け、学校側と、開催日時、対象となるこども、場所、当日の流れ等を調整すること。
- (イ) 意見交換の実施
当日の円滑な運営を行える体制を確保すること。
※道の職員が同席
- (ウ) ファシリテーターの派遣
当日の進行、説明、回答など、こどもから積極的な意見を引き出す役割を担う者を必要数確保し、派遣すること。
なお、「こどもから積極的な意見を引き出す役割を担う者」とは、教員経験者のほか、こどもの居場所づくりや学習支援など、日常的にこども・若者と接していて関係を構築できる、当該業務に精通していると認められる者をいう。

(2) 意見交換で使用する説明資料の作成

ア 委託業務の内容

道が指定する分野(10テーマ程度)に係る説明資料の作成

イ 留意事項

- (ア) やさしい日本語、ルビふり、イラスト等を挿入するなど、こどもにとって分かりやすい内容とすること。
なお、「やさしい日本語」は、「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」等を参考とすること。
- (イ) テーマごとに、「小学生用」と「中高生用」の2種類作成すること。
- (ウ) 「小学生用」は、小学校低学年の子どもたちがわかるよう、文字よりも絵や写真を多く使うなどの配慮をすること。

(3) 意見交換結果の集計・分析

ア 委託業務の内容

こどもの意見を道の施策に反映しやすいようにするため、意見交換の結果を取りまとめ、テーマごとに、地域別、年代別に意見の傾向等を分析し、報告書を作成すること。

イ 作成期限

意見交換実施日から1週間